

「北総四都市江戸紀行」日本遺産ロゴマーク使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」（以下「日本遺産北総四都市江戸紀行」という。）について、文化庁が定める日本遺産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の、必要な事項を定めるものである。

(使用者)

第2条 以下の者は、日本遺産北総四都市江戸紀行の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを無償で使用することができる。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- (2) 認定された日本遺産の申請者
- (3) 日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会（以下「協議会」という。）及びその構成団体

2 前項に関わらず、以下の者は、日本遺産北総四都市江戸紀行の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、前項（3）の協議会に対し、事前に届け出た上で、ロゴマークを無償で使用することができる

- (1) 構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
- (2) その他、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

3 次に該当する者はロゴマークの使用ができない。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) ロゴマーク及び「日本遺産（Japan Heritage）」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他、会長が不適当と判断する場合

(使用の届出)

第3条 第2条第2項の届出は、日本遺産北総四都市江戸紀行ロゴマーク使用届出書【様式1】による。

(使用の報告)

第4条 協議会事務局は、届出があった場合は、日本遺産ロゴマーク使用届出台帳【様式2】に記録し、文化庁に報告しなければならない。

(使用方法)

第5条 ロゴマークの使用方法については、文化庁が定める「「日本遺産（Japan Heritage）」ロゴマークの使用マニュアル」による。

(使用状況の確認)

第6条 第3条の規定によりロゴマークの使用を届出た者は、使用状況が確認できる写真等を提出しなければならない。

(使用の取消し)

第7条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程に反していると認められるときは、使用を取り消すことができる。この場合、届出者は、使用の取消処分に直ちに従わなければならない。

2 協議会は、使用の取消処分によって、届出者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じなければならない。

2 協議会は、ロゴマークの使用に伴う事故等について、その責を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月18日から施行する。